清代中期の浙西における食糧問題

則松彰文

一　はじめに
二　乾隆前半期の事例
三　乾隆後半期・嘉慶期の事例
四　浙西の食糧問題――中央と地方――
五　おわりに

一　はじめに

近年、清代史研究においては、清代中期とくに乾隆・嘉慶期（一七三六～一八二〇）の經濟構造に關する問題關心が、とみに高まりをみせている。當該時期については、以前より重要なものの一つとして着目されてはきたものの、(1)實證研究となると、日本國內では、宗教反亂や對外關係等の分野に限定され、當時の經濟構造を總合的に把握する試みは、きわめて不充分であった。(2)しかしながら、かかる問題に切り込んだ近年の研究成果(3)によって、我々の眼前には、徐々にではあるが、その構造が明確になりつつあるように思われる。本稿もまた右の問題關心を共有するものであるが、考察を始めるに先だち、問題の所在を明らかにしておこう。

乾隆期の前半とくに一〇年代までの期間は、清朝國家が迫り來る諸課題に對し如何なる理念と具體策とをもって對處し

て行くべきか、その基本的方向性を、試行錯誤を繰り返しながら摸索した時期であったと考えられる。それは、明末（一六世紀）以降における中國的な經濟發展の諸矛盾が顯在化した時代として評價できるであろうし、[4] また先行する社會的現實に對する國家の對應が後手に回り、充分な實效をあげ得なかったことに基づき國家施策に動搖の生じた時代であったともいえるであろう。わけても、乾隆初年における各地での食糧暴動の生起は、[5] 民生の安寧を至上課題とした時の爲政者に、理念的にも現實的にも、その早急な解決を強く迫る重大問題として認識された。かかる問題の本質として全國的規模の米價騰貴が着目され、その抑制のための統一的施策が、乾隆一三年（一七四八）および一八年（一七五三）に決定された[6]（後述）。この米價騰貴問題が、二〇年代以降においてどのように推移し、またそれに對して國家は如何なる對應を示したのか、という點の解明が本稿の第一の課題である。この點については、既に黑田明伸氏が、行政による穀物備蓄の強化と、その現地での調達方針が一定の成功を收め、食糧需給の中期的安定をもたらしたとする見解を明らかにしている。[7] 本稿では、敍上の點を念頭に置きつつ、具體的素材を浙江省西部の杭州・嘉興・湖州三府（以下、浙西と呼ぶ）に求め、乾隆期を中心として、當地における食糧問題の一端を解明するものである。考察を進めるに當たっては、以下の諸點が追究されることになるであろう。一、明末以降、長江米穀流通に包攝されていた浙西の米穀需給について、その清代中期における實相を解明し、それを通じて、當該時期の長江米穀流通の問題を逆照射してみる。二、清代中期の食糧問題に對する國家の施策について、浙西という具體的な場において檢討し、食糧政策をめぐる中央政府と地方政府との間の關係を考察する。

一八世紀～一九世紀初における中國の經濟構造を解明する上で、食糧問題を取り上げることの有效性には、當然のことながら、一定の限界が存在しよう。とりわけ、史料上の制約をも含めて、取り扱う對象が一面的過ぎるとの批判が豫想される。本稿では、問題の性急な普遍化を極力避けると共に、とくに經濟政策の問題を中心に据えることによって、今後の研究深化のための一素材を提供したいと考える次第である。

二　乾隆前半期の事例

明末以降の中國における米穀流通は、長江中・上流域の穀倉地帯と東南沿海諸省内の需要地とを、長江水運という大動脈で連結する長江ルートの流通を基幹として展開した。周知の如く、長江流通によって運ばれた米穀は、江蘇省蘇州府の楓橋鎮に一旦集積され、さらに、ここを第二の搬出據點として浙江・福建・北方諸省へと流れていった。(8) 浙江省内の大消費地たる浙西は、この〝長江第二次ルート〟による米穀供給に依存していた。(9) すなわち、浙西の糧食は、長江米穀流通構造に包攝されて、四川・湖廣・江西産米等により補塡されていたのである。(10) 浙西の需給關係をいま少し詳細にみてみると、乾隆初期の朱倫瀚「截留漕糧以充積貯劄子」に、

即ち浙江省分の如きは、浙東一帯は只だ本地の兵米・民食に供するのみにして、更に浙西の用と爲す能はず。其の杭・嘉・湖三府屬の二十二州縣内は、毎年應に漕・白正耗の糧米、南秋の兵米を辦ずべきの外、仍ほ本地の倉・社の積貯を須むれば、産する所の需むる所に敷らざること、言を待たざるなり。

とあって、當時、浙江省では浙西―浙東間に恒常的な需給關係は存在せず、また浙西の米穀需要が、當地に對する漕糧・白糧の科派に基づく浙西産米穀の不足によっても喚起されたことが窺えよう。(11)

以上の如き位置にあった浙西の、乾隆期一〇年代までの食糧事情を一瞥しておくと、各地方志および『高宗實錄』を通覽する限り、深刻な規模の災害や米價騰貴狀況は、一三年を例外として見當たらない。食糧暴動の頻發が皇帝・百官を搖るがした乾隆初年の中國社會にあって、浙西の食糧事情は、相對的にではあるが、さほど逼迫したものではなかったのであろうか。本節では以下、乾隆二〇・二一年（一七五五・五六）、および二四年（一七五九）における浙西の被災事例を取り上げ、當時の被災・米價騰貴の實情と、それに對する公權力（以下、本稿ではとくにことわらない限り、清朝中央政府と地方政府の總稱として用いる）の行政施策を中心として考察を加えたい。

乾隆二〇・二一年の狀況は、後述の如き食糧暴動をも惹起せしめた、かなり深刻な樣相を呈したものであった。ここで、その概況を地方官僚の報告に基づいてみてみよう。

二〇年九月下旬の段階で米穀騰貴が生じ、一〇月中旬には毎石二兩六、七錢の高値をよんだ。この騰貴は、浙西の被災によると共に、江蘇省の被災に伴い長江流通米が江南で多く賣買された結果、江南から浙西への供給が減少したために生起した。同年一二月には、湖廣・江西への委員採買（後述…筆者）等による米穀が徐々に搬入され始め、一時的に騰貴狀態の改善が豫想された。翌二一年を迎えると、正月の時點では米貴の好轉がみられたものの、二月以降には再び高騰し始め、三兩を超える高値の狀態が四月下旬まで繼續した。四月末に湖廣から一〇萬石の倉穀が委員採買によって搬入されると共に、商人による搬運も始まり、五月以降、かかる騰貴もようやく終熄段階を迎えた。(12)

以上の如く報告された當時の米價騰貴の特色は、それが浙西の被災を直接的契機とするものではなく、江南の被災に伴う當地の米貴によって長江流通米が江南で賣り捌かれ、そのために蘇州—浙西間の流通が滯ったことから生起したものとして、浙江地方官僚に受け止められた點であろう。(13) さて、この浙西米貴について本稿で確認することは、當該時期における浙西の米穀需給關係、および米貴抑制を目的とした公權力の施策、の二點についてである。先ず、前者についてみてみよう。先述の通り、當時の代表的な米穀消費地の一つであった浙西の需給關係は、長江米穀流通に包攝されており、長江ルートの第二次搬出據點であった蘇州を經由した長江流通米にその供給を依存していた。したがって、浙西は長江米穀流通上における二次的消費地として、蘇州ないしは江南に、基本的に「從屬」する位置にあることを餘儀なくされていたといえよう。(14) ところで、乾隆一八年に米貴抑制のための統一的施策として、「委員越境採買」（地方政府主催の公的財源を使用した、委員派遣による他省での米穀買い付け）の停止、および常平倉等の倉穀の現地補塡が決定された。(15) これに對し、一九年八月四日付の護理浙江巡撫印務布政使周人驥の上奏では、浙西および鄰接諸縣について、(16)

本地の產米多くは無く、民食に敷らざれば、勢ひ其の越境を阻み難し。應に准さるべきは、銀を齎して鄰省江南に前

赴し、米賤の區を探聽して、數を按じて採買し、價の貴くなれば卽に回して、擾累を致さざらしめむことを。

といわれ、一八年の決定後にあっても依然として、浙西の食を省境を越えて江南に求めねばならなかった實情が訴えられている。二〇・二一年の米貴要因について、浙江布政使同德が、

今杭・湖等の郡は既に偏災を被り、是に本地の產する所は既に甚だしくは廣からず。又た加へて以て、江南偶たま災祲を被り、外來の商販は俱江省の境內に在りて、就近にて糶賣すれば、來浙有ること鮮く、以て米價の日に漸く增長するを致す。(17)

といい、また杭州織造申祺が、「上年、湖・紹二府及び杭州の仁和は偶たま偏災を被る。更に兼ねて江南の需米甚だ多く、販米の浙に到る者少なければ、米價日に昂し」というが如き浙江地方官僚の分析は、右に述べた浙西の米穀需給關係を考えるとき、基本的に妥當なものと評價できるであろう。(18)

次に、米貴抑制に對する公權力の施策についてであるが、先にみた通り、ここでは湖廣・江西への委員採買策が實施された。これは、一八年の原則が例外的に緩和されたものといえるが、これを補強する形で、乾隆帝もまた二〇年一二月甲辰上諭(19)において、米穀產出省分（本上諭では、四川・湖廣・江西・河南・山東省）の地方官に對し、商人の搬運活動を促進させるように指示する一方、二一年正月庚午上諭(20)では、江蘇・浙江兩省屬の各關における米・豆關稅免除の指令を下している。以上によって明らかなことは、この浙西米貴に對する公權力の施策が、從來と同樣のパターン（委員採買による米穀搬入と米・豆關稅免除）の枠內において實行され、またそれらが悉く、長江米穀流通に立脚したものであったということである。(21)

ところで、米貴がピークにさしかかりつつあった二一年正月に、嘉興府および杭州府の屬縣で食糧暴動が生起した。これは、「俱流丐の貧民、及び游手・無藉の徒有りて、賑を求めて遂げざれば、富戶の米糧・食物を強索するの事有り」と報告されたように、(22)「流丐の貧民」（他省からの流民を含むか）や「游手・無藉の徒」が、食を求めて富裕層の米穀他の食糧

を強奪したものであった。この暴動は、米貴狀況の下で生起した點において、乾隆初年に各地で頻發したそれと、基本的枠組みを同じくするものと考えられよう。[23] 地方權力はこの暴動に對し、參加者を嚴罰に處すと共に、外來の流民については實態調査の上で本籍へと送還し、また浙西籍の貧民には平糶・炊き出し等の賑卹策を施し、[24] かつ城垣の補修を行なう公共土木事業を催すこと等を實施した。[25] 右のうち後二者は、荒政の一環を爲すものであるが、この點については、後に地方權力の食糧問題への對處という觀點から再述したい。

さて、右の米價騰貴から三年後の乾隆二四年秋、浙西は再び災害に見舞われた。しかし、「浙省は今歲歉收なり。十六年及び二十一年に比すべきに非ずと雖も、云々」といわれた通り、[26] その被災程度は先述のものに比べると、まだ輕度であったようである。この二四年事例における地方政府の施策には、きわめて注目に値するものがある。それは、湖南省からの米穀搬入とあわせて、福建省からも米穀調達が行なわれた點である。二四年一一月、浙江巡撫莊有恭は浙西等の被災に對して、委員採買による湖廣・江西での米穀買い付けの許可を求める上奏を行なった。[27] これに對し湖北巡撫周琬は、その困難性を指摘すると共に、代案として湖南省分の漕糧から一五萬石を浙江の採買委員に引き渡す方式を提示した。[28] さらにその後、閩浙總督楊廷璋は、

杭・嘉・湖は偏災にて米貴し。臺米もて海運通ず可きも、北風正に發す。請ふらくは、先に福・興・泉・寧四府屬の港に近き處の倉穀於り、十萬石を動撥し、浙商に諭して買運し糶濟せしめ、仍ねて臺屬に飭して數の如く派撥し、南風の起くるを俟ちて、內地に運入し補倉せしめむことを。

として、[29] 福建省沿海部に位置する福州・興化・泉州・福寧四府屬の近港の倉穀から、合計一〇萬石を供出し、それを浙江商人に搬運させて浙西で販賣させる方式を提案した。この方式は、臺灣產米穀の存在を前提としたもので、本來は臺灣米を浙西へ搬運すべきも、北西季節風によって內地への海上輸送が困難なため、次善の策として、上掲諸府屬の倉穀から融通を行ない、その補塡は海運が可能となる翌年以降に臺灣米をもって當てるというものである。

これら三者の提案に對して、乾隆帝・中央政府は後二者を選擇し、莊の湖廣・江西での委員採買案は却下されることとなった。またこれとあわせて、湖南巡撫馮鈐に對し、湖南省の常平倉における定額餘剰分の中から、一〇萬ないし二〇萬石の米穀酌撥が指示された。[30] かかる決定の背景には、委員採買に伴う買い付け先への米貴波及を危惧した楊の見解[31]が存在したものと思われる。乾隆帝は、莊の提案について「莊有恭は心本に他無しと雖も、委員動帑に一切顧慮を爲さざれば、則ち猶ほ未だ書生の見を免かれざるがごとし」とする一方、楊のそれを「自から楊廷璋の奏する所の較老成たるに如かず」と評している。[32] 臺灣米の内地搬入を前提とした、浙西への福建倉穀の融通を内實とする二四年方式（以下、かかる内容を意味するものとして、この語を使用する）は、次節で檢討する如く、その後においても、乾隆四三年（一七七八）、五〇年（一七八五）、および嘉慶二〇年（一八一五）と引き繼がれた。つまり、浙西の被災・米價騰貴時に公權力が行なう米穀調達の、一つの雛型となるものであった。

では、この方式の出現に如何なる意義を認めることができるであろうか。前述の通り、二四年時の被災程度はさほど切迫したものではなく、ここで實施された米穀調達は米貴豫防策としての意味合いが強かった。また實行に移された三方式による調達額は、それぞれ一〇萬石ないし二〇萬石規模のものであった。かかる脈絡からすれば、二四年方式とは、湖南省からの漕糧分の振り分け、および常平倉穀の餘剰分の搬運と、相互に補完しあう性格のものとして位置づけられるであろう。さらに特筆すべきは、二四年時の對策が基本的には長江米穀流通に依據しながらも、新たに浙西—福建間の流通を開拓し、行政備蓄の米穀を浙江商人に搬運・販賣させた點である。[33] 地方政府が主導した米穀調達の、右の如き選擇肢の擴大は、一方で浙西における長江米穀流通の相對化を結果的にもたらし、他方では、委員採買による他省への米貴波及が懸念された結果、それが排除されたことに基づくものであったといえよう。加えて、二四年方式實施に際してのいま一つの前提として、當該年次における福建米價の安定[34]という要件をあげておく必要があろう。

以上に述べてきたところによれば、二四年方式の意義として臺灣米の登場を過大に評價することはできないようにも思

えるが、しかし、新たな選擇肢の前提として臺灣米が存在したことは事實である。當該時期における臺灣米の流通に關しては、山本進氏が米禁政策との關わりから論じている。[35] 氏によれば、臺灣米の內地への流通は必ずしも圓滑であったわけでなく、國家の米穀流通管理の枠內において制約を受けていたという。しかし逆に、臺灣米流通の意義そのものを過少評價すべきでないと氏がいう如く、筆者もまた、當該時期における米穀流通の選擇肢の擴がりという點において、臺灣米の存在を評價すべきであると考える。この點については、長江米穀流通の問題と絡めて後に言及したい。

三　乾隆後半期・嘉慶期の事例

本節では、先に檢討した乾隆二四年方式について、その後の展開過程をあとづけてみたい。管見の限りでは、浙西においてこの方式が再び採用されたのは、一九年後の乾隆四三年のことである。[36] この年秋における浙西の米穀作柄狀況は、天候に惠まれたため概ね良好で、一〇月一二日付の浙江提督李杰龍上奏[37]によれば、杭州・嘉興が九割強、湖州が八割強、浙江全省の平均米價は一兩四、五錢～二兩と報告されている。閩浙總督楊景素は、その狀況を「本年晩稻豐登なれば、蓋藏は充裕にして、糧價も亦た復た中平たり」と評價した。[38] 浙西の豐作がいわれたこの年に、二四年方式が實施されたのである。四三年一一月三〇日に、福建巡撫黃檢・閩浙總督楊景素、および浙江巡撫王亶望の三名連記による次の如き上奏[39]が爲され、二四年方式の採用が說かれた。

本年聞くならく、江西・湖廣の產米の省分に閒ま被災有りて、本地の價値は未だ平らがず。而して鄰省の江蘇も亦た豐穫に非ざれば、客米の彼に到るに遇ふ每に、卽ち江蘇に在りて價を得て售賣し、轉運して浙に到る者は、甚だ寥寥たるに屬す。故に現在晩稻の豐登に値たると雖も、浙西の糧價は未だ平減を見ず。一たび來歲の靑黃不接に至れば、誠に價値の日に昂く、民食に關礙無きにあらざらむことを恐る。（中略。二四年時の米穀調達方法を述べる……引用者註）今浙西の杭・嘉・湖三府は旣に外販の罕至に因り、應に調劑を需むべし。而るに浙東八府は豐收に屬すと雖も、亦た

撥運して接濟するに難し。惟ふに、閩省の臺灣は向より產米の鄕と稱し、現在倉貯は充裕にして、且つ海運の通ずべく、輓輸の甚だ易ければ、則ち前例に援照して、臺穀を酌撥し、招商して買運せしむれば、洵に以て皇仁を廣くして裒益に資するに足らむ。但だ現在亦た、北風の盛發に値たれば、臺穀は遽に運びて浙西に至らしむるに難し。臣楊景素、臣黃檢と、往返して札商し、亦た請ひて、先に內地の福州府屬の倉內於り穀三萬五千石を撥し、興化府屬より穀一萬五千石を撥し、泉州府屬より穀三萬五千石を撥し、福寧府屬より穀一萬五千石、共に十萬石を撥せしめむ。臣王亶望は杭・嘉・湖三屬の殷實なる商民に曉諭し、自ら閩省の官倉に赴きて陸續として買糴し、運びて乍浦に至り、其れをして杭・嘉・湖一帶に在りて、自ら糶賣を行なはしむるを聽す。仍ねて臺灣府に飭して、府倉の現貯の穀二十二萬餘石の內於り、南風の汎起を俟ちて、內地の各屬の撥出せる穀數を按じて運還補倉せしむ。

些か長文の引用となったが、右の上奏からは次の諸點が明らかとなる。一、江西・湖廣の產米省分が米價貴で、また江蘇省も豐收ではなかったため、長江流通米が江蘇止りとなり、浙西への供給が少なかったこと。二、そのために、浙西では豐作であったにも拘わらず米價が安定せず、翌年端境期における米價騰貴が危惧されたこと。三、同じく豐作であった浙東からの供給の可能性は、低く見積られたこと。四、二四年時の實績が高く評價され、その踏襲が具體的に提案されたこと。五、福建倉穀の搬運について、福建—乍浦—浙西ルートによる浙江商人の搬運・販賣が提示されたこと。(40)

同上奏の末尾に、「浙西三府は來歲の靑黃不接に、食貴の虞れを免かるべきに庶からむ、云々」ともいわれる如く、浙西の四三年時における二四年方式の採用は、直面する米貴への對處を第一義的な目的とするものではなく、江西・湖廣および江蘇の狀況に基づく米穀供給量の減少を捉え、翌四四年の端境期における米價騰貴を未然に防止すべく、まさに豫防策として發動されたものであったといえよう。また、二四年方式實施のための基本的要件たる福建米價の安定が、この四三年時においても確認されることを付言しておかねばならない。(41)

二四年方式が實行に移された結果、浙江・福建地方官僚の目論見どおり、浙西の米價は、その後安定した値動きを示し

た。巡撫王亶望が、「現在、商民は陸續として赴運し、外販も亦た風を聞きて至れば、米穀は漸次流通す」（四四年二月二七日上奏）[42]と、また「今招商して買運せしむる閩穀の漸次境に到れば、民閒の有米の家も、俱風を聞きて出糶し、外江の商販も亦た檣を連ねて至れば、價値は日に平減に就き、云々」（同年四月一二日上奏）[43]と報告するように、福建倉穀一〇萬石の浙西への融通が、それを當初から意圖したか否かは別としても、結果的に、その情報を聞きつけた米穀商人および浙西内の富裕層（「有米之家」）から米穀を供出せしめる〝呼び水〟として、相乗效果をもたらすべく機能したのである。このことは、四三年時における浙西への供給減が、きわめて人爲的に創出されたものであった可能性を看取させよう。「前期的商人」による利潤抽出の一方の柱である「囤積・居奇」行爲（買い占め・賣り惜しみによる値のつり上げ）は、嚴に排除すべきものとして、しばしば官僚達の口の端にのぼった。彼等の行爲は情報に大きく左右されるものであり、また買い占めた商品を放出するタイミングがきわめて重要であったことを指摘することができよう。[44]右にみた四三年の浙西の事例は、この一つの典型であったといえようか。[45]

さて、二四年方式はその後、乾隆五〇年、嘉慶二〇年においても踏襲された。先ず前者について、その概要は次の通りである。

五〇年八月以降の旱災により、浙西のこの年の米穀收量は薄かった。それに加えて、湖北省がまた旱災であったために當地で遏糴（他地域への搬出阻止行爲）が行なわれ、その結果、浙西への米穀搬運が滯り米價が騰貴した。これに對して公權力は、湖北における遏糴の禁止、浙西での平糶、二四年方式の採用（史料上には四三年の例として登場）、および四川省への委員採買をもって對處しようとした。[46]

右の如き内容が語られた五〇年の事例について、注目すべきことは、第一に、ここにおいても四三年の場合同樣、翌五一年の端境期に豫想される米價騰貴に對する豫防策として、公權力の施策が講じられたことである。浙江巡撫福崧が、「明歲の青黄不接の時に至り、米少なく價昂ずるを恐る。請ふらくは、乾隆四十三年の例に照らし、招商して閩省臺灣の

倉穀を販運し、以て糶濟を資けしめむことを」といい、[47] 乾隆帝がその要請を支持して、「而して明歲の青黃不接の時、本境に米糧漸く少なく、外省の商販前すまざれば、必ず須べからく豫め籌畫を爲すべし」と述べたこと等によって、[48] それは窺えよう。第二には、この二四年方式が、四川省への委員採買と相互補完的に採用されたこと。さらに四川への採買が、實際には方式を一部變更して實施されたことである。四川總督李世傑の「查するに、委員の川に到りて民間に於て購買するは、未だ遲滯を免かれざらむ」との判斷から、[49] 四川省が省外搬出用として用立てていた倉穀三〇萬石のうち、既に湖北省に搬出濟みの一五萬石の中から、先に一〇萬石を浙江へと振り向ける方式へと變更されたのである。この四川への委員採買は、かの李衞が浙江巡撫・總督時代の雍正四年（一七二六）以降に數度にわたって實施したそれを彷彿とさせる。[50] 李衞採買が、四川省內最大の集散地たる重慶を中心として、一般市場において催されたのに對し、乾隆五〇年時には、方式の變更があったとはいえ、實質的には四川倉穀が「採買」の對象となった點が特徵的である。乾隆一三年、一八年をピークとして論議された、委員採買を原因とする他省への米貴波及という論理[51]を念頭に置くとき、それ以降の各省間における米穀の融通が、行政倉穀を對象として行なわれるようになった傾向を指摘して大過ないものと思われる。

次に、嘉慶二〇年の事例であるが、これに關しては現在のところ、筆者の手許には僅かな史料があるに過ぎない。それらによれば、嘉慶一九年の五・六月の少雨によって稻が枯れてしまい、米價が騰貴したが、それは一二月に至っても繼續した。この狀況を承けて、福建巡撫王紹蘭が二四年方式の採用を提案し、二〇年二月丙戌上諭において、それが許可された。[52] この年の狀況については、未だその詳細を確認できないため、ここでは二四年方式の認可を指摘するに止めたい。

以上、本節においては、二四年方式の採用事例について檢討した。それらから判斷すると、前節で指摘したこの方式の二大特徵——端境期の米價騰貴に對する豫防策、長江米穀流通に基づく施策との相互補完——は、一貫して繼續したものと考えられよう。敍上の點を踏まえ、清代中期の浙西の食糧問題に對して公權力が行なった施策に關して、次の如き見通しを提示することが可能であろう。他省からの米穀供給に依存する浙西では、流通サイドの諸要素に規定された、短期的

な米價騰貴が生起した。それに對して公權力は、長江流通米（倉穀）および福建倉穀・臺灣米の融通に基づく米穀調達を實施した。この食糧流通政策は、一定程度の實效を納めたが、それは、選擇肢の擴大に伴う米穀調達の安定化、並びに商業流通促進の相乘效果をもたらしたことにもよるものであった。

四　浙西の食糧問題——中央と地方——

上質の粳米（ジャポニカ系ウルチ）を産出する、中國屈指の米穀生産地ではあるが、稅糧の他に漕糧が、さらに湖州府には白糧が課せられ、國家の米穀徵收體系の下にあっては域內の需要をまかないきれなかったこと。[53] 生糸、絹・麻織物に代表される商品生産の展開地域であり、それに伴う養蠶・栽桑・麻農家の擴大が相對的に米穀生産量を減少せしめたこと。[54] 加えて、穀物生産に從事しない農民や「都市」に居住する米穀消費者の增大、および總體的な人口增加等に基づく米穀需要の增進。それに比するところの可耕地面積の停滯、[55] 等々。以上の如き諸要件に規定された浙西の米穀需要は、明末以降、一貫して他地域（江南）からの供給を必要としていた。恆常的に糧食の多くを他地域に依存する地方にとっては、安定した食糧供給——食糧流通こそ、短期的事象として生起する性質の食糧不足や價格騰貴を防止するものであり、逆に、その不安定や停滯が、負の內容をもつ食糧問題を惹起せしめたのである。右のことからみて、當該時期における浙西の食糧問題の本質的一面が、何處に存在したのかが明らかとなるであろう。かかる性質をもった浙西が、一たび米不足や米價騰貴に遭遇すれば、公權力とりわけ地方政府が荒政の範疇に屬すべき諸策と共に、食糧流通政策をもってそれに對處したことは、蓋し當然であろう。そもそも、公權力が行政施策を通じて食糧問題に着手することは、前近代中國において通時的に確認できるであろう。しかしながら、それらは多くの場合、飢民や貧民の救濟を目的として食糧提供を行なう賑卹を眼目とするもの、ないしは常平倉等の倉穀を媒介とする糴糶によって穀物價格の調整を企圖するもの、であった。[56] 公權力とくに地方政府自身の主催する廣域閉の食糧流通によって食糧問題への對處が計られる事例は、明末の段階を迎えるまで確認

されない。[57]

ここで一旦、一八世紀段階の日本に眼を轉じてみることにしよう。勿論、幕藩體制に關わる國家構造の相違、並びに米穀の當該經濟における位置づけの違い等によって、兩者を輕々に比較することはできない。しかし、ともに米穀を主食とした中日兩社會における、公權力による食糧價格統制という視點から、日本近世のそれに言及することも、あながち無意味なことではないだろう。德川幕府の米價統制については、既に豐富な研究蓄積があり、享保期（一七一六～三五）を境として、米價騰貴抑制策から米價引上げ策への大轉換が果たされたことが、夙に知られている。[58] 一方、諸藩の行なった價格統制策としては、次の如き方策を確認することができる。一、常平倉・義倉・社倉や藏米などの備蓄米の放出。二、產米藩か他國からの供給に依存する藩かによって、概ね正反對の方策となるが、他藩（および江戸・大坂）との間における移出入を許可ないし禁止するもの。三、藩內における商人活動（買い占め、値のつり上げ、酒造、米切手による取り引き等）に對する規制。以上に包攝し得ないものをも含め、總じて、德川時代の幕府・諸藩による食糧價格統制の試みは、商人活動に對する規制を骨子とするものであったといえよう。[59]

したがって、一八世紀の中國における委員採買の如く、地方政府が流通過程自體に、買賣・搬運の主體として登場する食糧流通政策の遂行は、食糧問題とくに價格統制に對する公權力の施策なる點において、きわめて特徵的なものであったと思われる。このことは逆に、一八世紀半ば以降における全國的なインフレーションの繼續という、清朝治下における物價の長期的趨勢の下にあっても尙、季節的變動は勿論、流通サイドの諸要素に深く規定されて、食糧價格の短期的變動が地域間の價格連動を伴いつつ現出する、當時の中國經濟の性質に呼應するものとして評價することが可能であろう。

さて、以下においては、清朝中央政府の政策基調と地方政府の具體策との連關について、浙西の事例を素材として若干の考察を試みてみたい。清朝は米穀をはじめ商品一般の流通に關し、一貫して自由流通の原則を堅持した。それはまさに、中國國內において〝有無相ひ通ず〟、分配の空間的・地理的公平化を基本理念とするものであったといえよう。問題は、そ

の原則を堅持した際に生じる諸矛盾の處理如何である。商人・富裕農層等の營利追求活動にせよ、公權力の行政施策にせよ、それが自由流通を阻礙するものと看做された時、その是正が國家（中央政府）自らの手によって計られた。乾隆一三年の改革（常平倉定額の削減と委員採買の縮小、および米・豆關稅免除策の原則的撤廢）、乾隆一八年の改革（先述）、あるいは遏糴の嚴禁など、何れも商業流通の促進・活性化を企圖したものであった。(60) このうち、その決定後、乾隆期全般にわたって存續したといわれる一八年改革は、(61) 各地方政府の行なう採買を域內（省境內）完結型のそれに制限するものであった。そうすることによって、省境を越える委員採買を契機とした他省への米貴波及の根を斷つことを狙ったのである。しかしながら、委員採買の實態においては、民閒の商業行爲と重複する部分も多く、兩者を截然と區別することは實質面において困難であった。(62) つまり、民閒商業流通と地方政府の食糧流通政策とは、善きにつけ惡しきにつけ、相互補完的な關係を有するものであったのである。かかる點において、一八年改革には、根本的矛盾が內在していた。すなわち、一八年の決定は、一方で中國全般の自由流通の促進を謳い、他方で地方政府の行なう採買・流通を省內に限定する、民閒と公との峻別を前提とするものであったが、實態に照らせば、その發想の前提そのものが既に虛構であったのである。ただ、かかる矛盾を內包したまま、それが長期繼續した意義については、あらためて問われねばならないであろうが。

岸本美緒氏は、この自由流通について、「自由流通が當時の食糧問題を激化させた要因であると同時に、そうした自由流通なくしては清朝經濟はたちゆかなくなっていたのである」との示唆的な見解を提示したが、(63) 浙西に關する狀況を岸本流に表現すれば、次のようになるであろう。清代中期の浙西における食糧問題では、圓滑な自由流通によってはじめて、安定した需給關係とそれに基づく價格の安定とが實現したが、同時にかかる自由流通を要因として、米不足や米價騰貴が生起したのである。——地方政府の食糧流通政策は、このような食糧問題の生起に際して講じられ、かつ、その實施に當たっては中央政府とくに皇帝の裁可が求められた。ここにおける中央と地方の關係は、どのようなものとして捉え得るか。(64) 本稿でみた浙西の事例から論じれば、浙江地方官僚の上奏→皇帝・中央政府の裁可という手順を經て、具體的施策が

實行に移されているが、その際のキー・ワードは、「因地制宜」・「因時制宜」である。早くこの點に着目した岸本氏は、これらの言葉を、「中央レベルでの様々な決定は、必ずしも地方官吏の行動を嚴密に制約する、ふみはずすことの出來ない枠ではな」く、むしろ「地方毎に、狀況に應じ時に應じて施行される無數の政策のベクトルを集約して基本的方向性を指し示すガイドラインのようなもの」と評價した。(65) しかしながら、こと浙西における食糧政策に關しては、自由流通の促進と他省への負の影響（委員採買による米貴波及の如き）排除という、二大方針に照らしての裁可が中央レベルで行なわれたものとみるべきで、それは「大枠の內での自主裁量の認可」として評價できるものであったと考えられよう。

ところで、乾隆二〇年代以降において、皇帝・中央政府の認識や方針に何らかの變化を看取することが可能であろうか。この點に關して、注目すべき二つの上諭を紹介しておきたい。第一は、三七年（一七七二）一〇月癸未上諭(66)である。ここで乾隆帝は、山東巡撫徐績の報告する「糧價單」(67)に「價昂」との註釋が多いことを指摘し、この年の山東豐作との矛盾を突く。そしてその原因が、三〇年も以前の黃叔琳（山東布政使）による價格評定が踏襲されたことに基づくものと分析し、同樣の事態を他省の場合にも想定する。このような實情を積年の陋習として論難する乾隆帝は、改めて三～五年前の價格を基準とした米價の評價・報告を指示したのである。さらに、當時の米價・物價に關して、

乾隆三年自り今に至るまで、亦た已に三十餘年。當時の所謂貴價は、卽ち邇來の所謂賤價に係る。（中略）況んや、天下に米を食はざるの人無く、米價は旣に長じ、凡そ物價・夫工の類も此れに準じて遞加せざるは莫きをや。

と述べて、乾隆初年の米價との對比から三七年段階における價格上昇を說き、あわせて食米人口の增大を要因とする米價上昇、並びに米價に準據した諸物價一般の連動的上昇を指摘している。右の點にも關わる、三八年（一七七三）一二月戊子上諭(68)が注目すべき第二のもので、

現今海寓の戶口は繁滋なれば、以て數計し難し。各省の糧價の如きは、增有るも減無ければ、卽ち滋生繁庶の徵と爲すべし。況んや人數旣に多ければ、自から地に遺利無し。安ぞ復た未だ闢かざるの曠土有りて、廣く墾種升科を爲す

を得むや。

として、この時期における食糧價格の上昇と人口增加との直接的連關を說くと共に、開墾地の不足を指摘する。しかしながら、かつて乾隆八年（一七四三）および一二年（一七四七）の段階において示された彼の認識[69]は、これとは正反對のものであった。彼は、米價漸增の要因を人口增加に求めた當時の地方官僚の一般的理解に對して、拔本的疑念を表明していたのである。[70]兩者を對比するとき、その認識の一八〇度の轉換は、きわめて興味深いものである。勿論、かかる逆轉が、かつての認識の誤りを乾隆帝自らが認めたことを意味するとは必ずしもいえまい。むしろ、三〇年代後半の米價上昇に關する要因分析において、人口の繼起的增大がその一大要因として認められたものと評價する方が、乾隆帝の認識變化を說明する上では妥當であると思われる。何れにしても、三〇年代後半の米價上昇要因として、人口增加、米穀需要の增大、開墾地の不足等が乾隆帝によって認識されたことは確かであろう。かくの如き認識の下、それ以降において、乾隆朝國家が何か特筆すべき政策を實施したのか否か。管見の範圍では、否である。ただ、右のことと直接關連するものかどうか檢討が必要だが、乾隆年間においては、四度（一一・三五・四三・五五年）の稅糧普免と、三度（三一・四五・六〇年）の漕糧蠲免が全國的に實施され、[71]それらが主として三〇年代以降に集中している點は指摘できそうである。この稅糧・漕糧の免除と國家財政との關わりについて、乾隆帝は「國庫の充實」を根據とする見解を表明しているが、[72]その發想に基づく施策は、被災や米價騰貴時に各地でしばしば行なわれた、漕糧の截留策（漕糧の地方政府への轉用）においても顯著である。乾隆一六年（一七五一）六月辛酉上諭[73]にいう、「朕思へらく、民食を接濟するは、截漕の一法より善なるは莫し。況んや目今の天儲充羨なるをや」との認識からも、それが窺えるであろう。

乾隆期における清朝の食糧政策を通觀するとき、二〇年代以降においては、かの一三年・一八年のレベルの論議や統一的施策の實在を確認することはできない。これは、史料の殘り方の問題を超えて、食糧問題の〝鎭靜化〟を示唆するものと評價すべきことなのであろうか。依然として、爾後に大きな課題を殘している。

五　おわりに

本稿を閉じるに當たり、清代中期の長江米穀流通の問題點を若干展望することによって、結びにかえたいと考える。

本稿で考察した浙西米貴に對する公權力の施策のうち、米穀流通政策に關する特筆點は、およそ次の三つに集約できるであろう。一、清代中期においても、浙西の米穀需給は長江米穀流通に包攝されており、行政サイドの食糧供給も基本的に、これを踏襲したものであった。二、それを補完するものとして、臺灣米の內地搬入を前提とした福建倉穀の供出、浙江商人による當該米穀の搬運・販賣方式が乾隆二四年に登場し、その後の浙西において、この方式の繼承が行なわれた。三、二四年方式によって、浙西米貴に對する公權力の米穀調達は複數の選擇肢を有することとなり、結果的に、浙西に關する長江米穀流通の相對化がもたらされた。以上のうち、第三點は、とくに當該時期における長江流通の性格に大いに關わるものである。筆者は先に、福建省の米穀需要地——泉州・漳州兩府が、この時期既に長江流通に基づく米穀需給の從來の關係から乖離していたことに言及したが、(74) このことは閒接的にではあるが、本稿の考察結果によっても證明されることとなった。すなわち、江蘇ないしは長江中・上流產米地の米價騰貴と、それに基づく供給減が浙西米貴の一大要因として語られたとき、福建米價についてはその平減が報告されていた。そもそも、二四年方式の實行自體、福建米價の安定を基本的要件としていたのである。つまり、右の事柄は、江蘇—福建閒の需給關係に基づく兩者の價格連動が生起しなかったことを指し示しているのである。この時期、泉州・漳州兩府は臺灣および東南アジア產出の米穀と強固に結び付いていたのであった。(75)

明末以降に展開した、蘇州を起點とする浙西および福建泉州・漳州兩府への長江流通米の搬出という構圖に、つまり〝長江第二次ルート〟に、右の如き變化がみられたことは、長江米穀流通そのものの性格變化・位置變化を看取する必要性を示唆するものといえよう。長江商品流通における最大據點であった蘇州の繁榮は、一八世紀を最盛期とし、一九世紀

中葉の五港開港以降においては、上海に經濟的中心都市としての位置を取ってかわられたといわれる。この點について、劉石吉氏は、五港開港以降の海運を主とする通商の展開に關わって、「內河商港」の性質と商業區域の狹隘さから、蘇州の衰退を說明している。(76) かかる命運を辿った蘇州に關し、その繁榮が說かれる一八世紀段階において既に、その相對化が徐々に進行しつつあったことを長江米穀流通の「變質」は示唆するものといえるであろう。(77) 明末清初以降の中國經濟の展開を、流通面において全面的にバック・アップしてきた長江商品流通に、清代中期に何がしかの質的變化が顯在化したとしたら、それは窮極的には、明末以來の經濟發展の、新局面へ向けての胎動を暗示するものに外ならないであろう。食糧生產構造、商品生產の進展、商人活動の展開等、今後に殘された解明すべき課題である。

註

(1) 鈴木中正『清朝中期史研究』燎原書房、一九七一年（影印本。原著は一九五二年）は、その先驅的なものといえよう。

(2) 海外においては、比較的早い時期から實證研究が登場しているが、本稿との關連が最も深く、かつ代表的なものとして、全漢昇氏の一連の勞作が擧げられる。同『中國經濟史論叢』第二册、新亞研究所、一九七二年、所收。

(3) 本稿との關連が深いもののみ擧げておく。岸本美緒「清朝中期經濟政策の基調——一七四〇年代の食糧問題を中心に——」『近きに在りて』一一號、一九八七年、山本進「清代前期の平糶政策——採買・倉儲政策の推移——」『史林』七一卷五號、一九八八年、黑田明伸「清代備蓄考——資產形態よりみた經濟構造論——」『史林』七一卷六號、一九八九年。

(4) 岸本、前揭論文、一九頁。

(5) 岸本、前揭論文、一九～二二頁。

(6) 全漢昇「乾隆十三年的米貴問題」『慶祝李濟先生七十歲論文集』臺北、一九六五年（全、前揭書、所收）、黑田、前揭論文、則松彰文「清代中期の經濟政策に關する一試論——乾隆十三年（一七四八）の米貴問題を中心に——」『九州大學東洋史論集』一七號、一九八九年。

(7) 黑田、前揭論文、五～六頁。

(8) 安部健夫「米穀需給の研究——『雍正史』の一章としてみた——」『東洋史研究』一五卷一號、一九五七年（同『清代史の研究』創文社、一九七一年、所收）。

(9) 安部、前揭書、五一〇頁。

(10) 『皇朝經世文編』卷三九、戶政一四、倉儲上、所收。

(11) 浙江省内の米穀産出地域の問題、および浙西に對する漕糧・白糧の科派については、安部、前掲書、四八二頁に詳しい。

(12) 『宮中檔乾隆朝奏摺』臺北・國立故宮博物院、第一二輯、五一八頁、浙江巡撫周人驥（二〇年一〇月一九日）、七一七頁、閩浙總督喀爾吉善（同上）。第一三輯、一五〇頁、周人驥（二〇年一二月一二日）、五四六頁、喀爾吉善（二一年正月二四日）、六五六頁、喀爾吉善（二一年二月九日）、七五九頁、喀爾吉善（二一年二月二五日）。第一四輯、二五〇頁、喀爾吉善（二一年四月二四日）、二八九頁、浙江巡撫楊廷璋（二一年四月二八日）、四三〇頁、浙江提督武進陞（二一年五月一六日）、五七四頁、喀爾吉善（二一年六月六日）。以上の奏摺による。

(13) 二〇・二一年において問題とされた浙西米貴は、乾隆初年以降の長期的傾向としてのそれではなく、短期的變動における相對的騰貴であった。因に、米價の平減が報告された一九年一一月～一二月の浙江米價は、最も貴い所で二兩前後、賤い所で一兩ないし一兩一、二錢といわれる。『宮中檔乾隆朝奏摺』第一〇輯、七八頁（一九年一一月一五日）、および二七二頁（一九年一二月一〇日）の閩浙總督喀爾吉善上奏。

(14) 雍正年間における杭州府と蘇州府の米價が、ほぼパラレルに推移したことが、全漢昇・王業鍵「清雍正年間（一七二三―三五）的米價」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第三〇本、一九五九年（全、前掲書、所收）により窺える。

(15) 黑田、前掲論文、五～六頁、および則松、前掲論文、二三六～二三九頁。

(16) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第九輯、二九六頁。

(17) 同右、第一二輯、七一三頁、二〇年一〇月一九日上奏。

(18) 同右、第一三輯、七四九頁、二一年二月二三日上奏。

(19) 『高宗實錄』卷五〇二。

(20) 同右、卷五〇四。米・豆關稅免除策の發想については、則松、前掲論文、參照。尙、稅糧蠲免策も講じられたが、本稿では、この點について取り上げていない。後考に期したい。

(21) 光緒一二年（一八八六）刊『平湖縣志』（嘉興府）卷四、建置下、關梁に、

乾隆二十年、江・浙歲饑、米價涌貴、每石値白金四兩。幸閩漸平、時販運最遠者、厥有暹羅米云。

とあり、さらに、その本を爲すと思われる、乾隆二二年（一七五七）刊『乍浦志』卷一、に、

乾隆二十年、江・浙歲饑、米價翔踊、每石値白金四兩。幸閩・廣米麥陸續販運至乍、流通內地、穀價漸平。時販運最遠者、厥有暹羅米云。

とある。暹羅（シャム）米を含め、乍浦經由で內地に流通したといわれる福建・廣東の米麥が、實際に浙西へもたらされたのか、誰が搬運したのか、米貴抑制に貢獻したのか等、今のところ判然としない。尙、後者の史料は、劉石吉『明清時代江南市鎭研究』中國社會科學出版社、一九八七年、六三頁に紹介されたものである。

(22) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一三輯、六五六頁、二一年二月九

日付の閩浙總督喀爾吉善と浙江巡撫周人驥連名の上奏。

(23) 乾隆初年の食糧暴動に關しては岸本氏の分析がある。岸本、前掲論文、一九～二二頁。尙、一八世紀のイギリスにおける食糧暴動を扱った勞作、近藤和彦「一七五六～七年の食糧蜂起について(上)(下)」『思想』六五四號、一九七八年、六五五號、一九七九年は、比較對象として、きわめて重要な論點を提示してくれている。近藤論文の存在は、松塚俊三氏(福岡大學)の御敎示による。

(24) 前掲、註(22)の喀爾吉善・周人驥上奏。

(25) 前掲、註(18)の申祺上奏。

(26) 『高宗實錄』卷六〇二、二四年一二月辛卯上諭。尙、一六年の凶作は浙東において生起したものである。

(27) 同右、卷六〇一、二四年一一月甲子上諭。

(28) 同右、上諭。尙、漕糧の「截留」については後述。

(29) 同右、卷六〇一、二四年一一月是月の條、閩浙總督楊廷璋上奏。

(30) 同右、卷六〇二、二四年一二月丁丑上諭。

(31) 同右、上諭に所收の楊廷璋上奏に、次の如くいう。浙省動支銀三十六萬兩、委員前赴江・楚等處買米、恐買地奸牙・市儈、聞浙省官買過多、昂價居奇、有妨彼地民食。是以批令、將銀數酌減。

(32) 同右、上諭。

(33) 浙江商人が浙西―福建間を恒常的な活動範圍としていたのかどうか、また二四年方式がその可能性を拓いたのか否か、今後の檢討課題である。

(34) 『高宗實錄』卷六一六、二五年七月乙卯上諭、他。

(35) 山本進「海禁と米禁――清代閩浙沿海の米穀流通――」『社會經濟史學』五五卷五號、一九八九年。

(36) 田仲一成氏によって提供された、杭州府鄰接の紹興府蕭山縣の米價資料を參照すると(同「清代浙東宗族の組織形成における宗祠演劇の機能について」『東洋史研究』四四卷四號、一九八六年)、四三年を起點として、例外的な三例を除き、嘉慶七年まで二兩を超える値で米價が推移していることが窺える。

(37) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第四五輯、一五三頁。

(38) 同右、第四五輯、七四三頁、四三年一一月三〇日の閩浙總督楊景素上奏。

(39) 同右、第四五輯、七五一頁。本上奏は、乾隆四九年(一七八四)刊『杭州府志』卷五一、卹政、にも收載されている。

(40) 從來より存在したルートの溯行たる福建→乍浦を含め、この浙江商人による搬運ルートは〝長江第二次ルート〟を使用したものと考えられよう。

(41) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第四六輯、一三六頁、四三年一二月一六日の福建巡撫黃檢上奏、他。

(42) 同右、第四七輯、一頁。

(43) 同右、第四七輯、四四三頁。

(44) 『宮中檔雍正朝奏摺』臺北・國立故宮博物院、第二一輯、五五一頁、雍正一一年(一七三三)五月一〇日の廣東總督鄂彌達上奏に、

竊查米價騰貴、皆由國戶居奇。彼等開張米鋪、惟利是圖、

往往捏作謠言、增長米價。或一時偶風、則云此風必爲旱兆、或兩日連雨、則云此雨必係水徵。一日之閒、頻增價値、一店長價、諸店皆然。名曰齊行、莫敢異議。

とあり、また康熙末の蔡世遠「與浙江黃撫軍請開米禁書」（『皇朝經世文編』巻四四、戶政一九、荒政四、所收。同史料は、同治一〇年（一八七一）刊『福建通志』巻五二、蠲賑、康熙四九年の條の割註にも收載）に、

且泉・漳之人、或有倉積居奇者、知米船將至、必爭先發糶、民心自定矣。

とあるものなど、代表的事例であろう。

(45) 『高宗實錄』巻一一四三、四六年（一七八一）一〇月是月の條、署福建巡撫楊魁上奏に、四三年に浙西へ融通した分の福建倉穀の臺灣米補塡が、四六年に至っても進捗していない實情が語られている。

(46) 同右、巻一二三七、五〇年八月己亥上諭、巻一二三八、五〇年九月乙卯上諭、巻一二四一、五〇年一〇月是月の條、巻一二四七、五一年正月乙丑の條。

(47) 同右、巻一二三八、五〇年九月乙卯上諭に引く、福崧上奏。

(48) 同右、上諭。

(49) 同右、巻一二四一、五〇年一〇月是月の條、李世傑上奏。

(50) 李衡による四川採買については、安部、前掲書、五〇二～五〇八頁、山本、前掲註(3)論文、四五～四七頁、に詳しい。

(51) この論理については、筆者自身、先に論及したことがある。則松、前掲論文、二二九～二三九頁。

(52) 『仁宗實錄』巻二九五、嘉慶一九年（一八一四）八月丙子上諭、巻三〇〇、一九年一二月戊午上諭、巻三〇三、二〇年二月丙戌上諭。

(53) 安部、前掲書、四八一～四八三頁。

(54) 安部、前掲書、四二六～四二七頁。

(55) 人口數や耕地面積等に關して、最もまとまったデータを提供するものに、梁方仲『中國歷代戶口、田地、田賦統計』上海人民出版社、一九八〇年がある。

(56) 唐宋～清代の常平倉他の倉穀について概觀したものに、星斌夫『中國の社會福祉の歷史』山川出版社、一九八八年がある。

(57) 川勝守「明末、長江デルタ社會と荒政」『西嶋定生博士還曆記念 東アジア史における國家と農民』山川出版社、一九八四年。

(58) 米價騰貴抑制策としては、買い占め・囤置の禁止、米市・米切手賣買の禁止、酒造制限他が、米價引き上げ策としては、米切手賣買の許可、諸藩への置米令、江戶・大坂への廻米制限等が、それぞれ行なわれた。後掲註(59)、參照。

(59) 本庄榮治郎『德川幕府の米價調節』弘文堂、一九二四年、土肥鑑高『近世米穀流通史の研究』鄰人社、一九六九年、鈴木直二『德川時代の米穀配給組織』國書刊行會、一九七七年（原著は一九三七年）、原田敏丸・宮本又郎編著『シンポジウム 歷史のなかの物價――前工業化社會の物價と經濟發展――』同文舘、一九八五年、他、參照。

(60) 則松、前掲論文、二三五、二四〇頁。

(61) 黒田、前掲論文、五、一四頁。
(62) 安部、前掲書、四九六頁、則松、前掲論文、二三五～二三六頁。
(63) 岸本、前掲論文、二一頁。
(64) 黛武彦「乾隆初期の通貨政策――直隷省を中心として――」『九州大學東洋史論集』一八號、一九九〇年が、經濟政策に關わる中央と地方を問題にしている。
(65) 岸本、前掲論文、三一頁。
(66) 『高宗實錄』卷九一九。この上諭は、鈴木、前掲書、五八頁の註において、既に簡略ながら紹介されている。後掲註(68)の上諭も然り。
(67) 奏摺本文とは別に添付された、米・麥等の價格を記した清單のこと。官僚による米價報告システムについては、Hansheng Chuan and Richard A. Kraus, *Mid-Ch'ing Rice Markets and Trade――An Essay in Price History*, Harvard Univ. Pr., Cambridge Mass. and London 1975. に詳しい。
(68) 『高宗實錄』卷九四八。
(69) 同右、卷一八九、乾隆八年四月己亥上諭、および卷三〇四、乾隆一二年一二月戊辰上諭。
(70) 則松、前掲論文、二二七～二二九頁。
(71) 同治四年（一八六五）刊『戶部則例』卷八三、鹽卹一。
(72) 『高宗實錄』卷一一四一、乾隆四六年九月丁卯上諭。
(73) 同右、卷三九三。
(74) 則松、前掲論文、二三七頁。
(75) 傅衣凌『明清時代商人及商業資本』人民出版社（北京）、一九五六年、二〇三～二〇四頁、李鵬年「略論乾隆年間從運羅運米進口」『歷史檔案』一九八五年三期、三木聰「抗租と阻米――明末清初期の福建を中心として――」『東洋史研究』四五卷四號、一九八七年、三七～三八頁。
(76) 劉、前掲書、六五頁。
(77) 川勝守「清、乾隆期雲南銅の京運問題」『九州大學東洋史論集』一七號、一九八九年は、雲南銅、貴川鉛、湖南黑鉛、廣東錫が何れも漢口に集積された上、長江と大運河を通して北京に搬運されるルートを通ったため、蘇州が右のルートから外されたという興味深い問題を提示している。

ZHOU MI 周密 AND NEO-CONFUCIAN ORTHODOXY (DAOXUE 道學)

ISHIDA Hajime

Zhou Mi 周密, who lived in the transition period from Song 宋 to Yuan 元 and was the author of the *Qidongyeyu* 齊東野語, the *Guixinzashi* 癸辛雜識, and so on, took consistently a critical attitude toward The Neo-Confusian Orthodoxy (Daoxue 道學) of Southern Song 南宋 in his writings, relying on his library and family learning both handed down to him from his great-grandfather, Zhou Mi 周祕, and under the influence of his relatives, the Zhangs 章氏 and the Yangs 楊氏. The Orthodox loathed Zhou Mi and tried to conceal his arguments. The main points of Zhou's criticism were the unrealistic scholarship of the Orthodox and their way of life. In the literary aspect, Zhou Mi belonged to the Suxue 蘇學. It was natural that Zhou Mi, having witnessed the revolution from Song to Yuan, connected the decline of Southern Song with the superficial and conservative Orthodox. We can assume that Zhou's criticism was representative of the opinion held by some in his contemporary literary world. In order to place the Zhuzixue 朱子學 adequately in the history of Southern Song, it is necessary to analyse the anti-Orthodox thinkers like Zhou Mi as well as to examine various tides of ideas of Southern Song.

THE PROBLEM OF FOOD IN WESTERN ZHEJIANG PROVINCE DURING THE MIDDLE OF THE QING PERIOD

NORIMATSU Akifumi

From the 16th century, 3 prefectures of Western Zhejiang 浙江 province —Hangzhou 杭州, Jiaxing 嘉興 and Huzhou 湖州, namely Zhexi 浙西—

depended for their own demand upon the rice which was produced in the areas around the upper and middle stream of Changjiang 長江 and then was transported to them via Jiangsu 江蘇 and Suzhou 蘇州. This supply-demand relationship brought this region short-term rises in the price of rice under the influence of some elements on the part of the circulation system.

To keep the rising control, the local government of Zhejiang had to take great measures, among which of great importance were food circulation management policies executed under its own direction. Finally, in the 24th year of the Qianlong 乾隆, it introduced a new rice-supply system through which Zhexi would receive stored rice of Fujian 福建, the latter's loss being made up for with rice from Taiwan 臺灣. This new system was to fix itself in Zhexi and grow into a second constant rice-supply route employed by the local government, with the result that the importance of the Changjiang route turned out to be relatively played down.

QAL'A AND MADĪNA IN THE 11TH CENTURY ḤALAB

TANIGUCHI Junichi

In the 11th century the function of the qal'a of Ḥalab (Aleppo) changed from that of a purely military installation to a residence of rulers. A Ḥamdānid ghulām Maṣūr, who ruled Ḥalab at the beginning of that century, had his palace within the madīna and garrisoned the qal'a. However, most Mirdāsid rulers (1025–80) used the qal'a as their residence.

The main reason for this change was a transformation of the situation within the madīna. During the period of Manṣūr the citizens of Ḥalab had no military force with which they could have resisted their ruler. In the Mirdāsid era, however, the aḥdāth, a kind of urban militia, gained a measure of control over rulers within the madīna. The aḥdāth of Ḥalab armed themselves and consisted of not only citizens but also Ḥamdānid ghulām soldiers, and their leader Sālim was at one time a high ranking